一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　長田町西側の沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県周南市長田町
　三九番一六　一号、二号及び十九号
　三九番七　四号及び五号
　三九番一三　六号、七号及び九号
　二七番三六　八号
山口県周南市大字福川
字長田　一〇五七六番二八　三号
　一〇五七六番二〇　十号及び十一号
　二一一八番　十二号から十四号まで
　一〇六八四番　十五号及び十六号
　二一一七番　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百四十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第百八十号で指定した土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′35.9130″	138°00′56.6993″
2	35°38′37.1110″	138°00′58.5772″
3	35°38′34.5543″	138°00′58.7568″
4	35°38′34.4279″	138°00′57.8302″
5	35°38′34.4989″	138°00′57.5582″
6	35°38′34.5560″	138°00′57.3396″
7	35°38′35.2078″	138°00′57.1657″

○国土交通省告示第九百四十四号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳第二）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′41.4032″	138°00′38.5629″
2	35°38′41.5498″	138°00′42.2149″
3	35°38′40.2782″	138°00′45.4888″
4	35°38′39.3381″	138°00′48.4886″
5	35°38′37.3937″	138°00′49.8108″
6	35°38′38.6994″	138°00′45.2445″
7	35°38′37.9534″	138°00′43.3128″
8	35°38′39.0890″	138°00′41.1314″
9	35°38′40.4967″	138°00′38.6315″

○国土交通省告示第九百四十五号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小河内川（四徳第三）
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百八十三号で指定した小河内川に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′45.2415″	138°00′20.2291″
2	35°38′45.9538″	138°00′21.5808″
3	35°38′46.2625″	138°00′26.7122″
4	35°38′46.0654″	138°00′28.7893″
5	35°38′44.4572″	138°00′30.4354″
6	35°38′43.4798″	138°00′36.4222″
7	35°38′42.8377″	138°00′36.0292″
8	35°38′42.5736″	138°00′29.0690″
9	35°38′43.4346″	138°00′24.8048″

○国土交通省告示第九百四十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月十五日
国土交通大臣　中野　洋昌

一　小河内川（四徳第三）
　長野県上伊那郡中川村四徳の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第二千四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成十七年国土交通省告示第三百四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°38′45.2415″	138°00′20.2291″
2	35°38′45.9538″	138°00′21.5808″
3	35°38′46.2625″	138°00′26.7122″
4	35°38′46.0654″	138°00′28.7893″
5	35°38′44.4572″	138°00′30.4354″
6	35°38′43.4798″	138°00′36.4222″
7	35°38′42.8377″	138°00′36.0292″
8	35°38′42.5736″	138°00′29.0690″
9	35°38′43.4346″	138°00′24.8048″

○国土交通省告示第九百四十七号

　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。
　令和七年十月十五日
国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町４丁目８番地	船外機（連続最大出力が56キロワット以下のものに限る。）	令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

○中国地方整備局告示第七十五号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、令和七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　令和七年十月十五日
中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	雲南市三刀屋町三刀屋二六番二から同市三刀屋町三刀屋五一番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月十五日